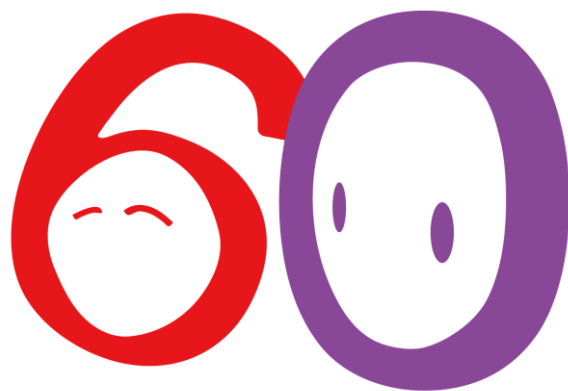


檀原運動公園 指定管理者募集要項

したいをかなえたい



檀原市制60周年

平成28年8月

檀原市

目次

1	募集要項の概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	施設概要	1
(3)	指定管理者が担う業務の範囲	1
(4)	リスク分担	1
(5)	指定期間	2
2	経理に関する事項	3
(1)	指定管理料	3
(2)	利用料金	3
(3)	指定管理料の支払方法	3
3	募集に関する事項	3
(1)	公募及び選定スケジュール	3
(2)	応募の手続き	6
4	事業評価に関する事項	8
(1)	利用者の意見聴取	8
(2)	自己評価	8
(3)	実地調査	8
(4)	是正勧告	8
5	その他	8
(1)	関係法令等の遵守	8
(2)	指定の取り消し	9
(3)	災害発生時における留意事項	9
(4)	指定期間終了後の引継ぎ	9
6	問い合わせ先	10
	【別紙第1】 榎原運動公園指定管理者審査基準	11
	【別紙第2】 提出書類一覧表	14

1 募集要項の概要

(1) 趣旨

「榎原運動公園指定管理者募集要項（以下「本要項」という。）」は、榎原運動公園（以下「本件施設」という。）の管理について、住民サービスの向上と経費の削減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、榎原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年榎原市条例第 14 号）第 2 条及び榎原市公園条例（昭和 45 年榎原市条例第 20 号）第 27 条の規定により指定管理者の公募を行うために必要な手続き等を定めたものです。

(2) 施設概要

本件施設の概要は、次のとおりです。詳しくは「榎原運動公園指定管理者管理運営の基準」（以下「管理運営の基準」という。）の第二章 事業概要 1. 施設概要 を参照してください。

1) 名称・所在地・管理面積

名 称	所在地	管理面積
榎原運動公園	榎原市雲梯町 323 番地の 2 ほか	29.6ha

2) 設置目的

本件施設は、都市公園法に基づく総合公園であり、市民が様々なスポーツ・レクリエーション活動が行える拠点施設として、また市民ニーズに対応した各種スポーツ教室の開催を通じて市民のスポーツ振興を図り、市民の体位の向上、健康の保持増進に資することを目的として設置されています。

また災害時は、広域避難地として指定されており、市民の安全・安心な暮らしをサポートする、日常生活に密着した防災活動の拠点として位置づけられ、緊急ヘリコプターの発着場としても活用されています。

(3) 指定管理者が担う業務の範囲

指定管理者が担う管理運営の主な内容は、次のとおりです。詳しくは「管理運営の基準」の第二章 事業概要 3. 業務分担 を参照してください。

- ① 施設運営業務
- ② 維持管理業務
- ③ 経営管理業務

(4) リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、原則として次のとおりです。ただし、表に定める事項で疑義がある場合または表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更		○		
	施設等の新設または改築を要するもの などの法令等の変更	○			
税制変更	管理運営に直接影響を与える税制変更 (消費税等)	○			
	上記以外の税制度の変更(法人税等)		○		
物価変動	管理運営経費に影響する物価変動		○		
金利変動	金利変動等による収支の影響		○		
需要変動	競合施設、天候、当初需要見込みの乖 離等の影響による利用者の増減		○		
管理運営の 内容変更	市の政策による指定期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による指定期間中 の変更		○		
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	上記以外のもの			○	
施設・設備等 の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置したもの		○		
	上記以外のもの(1件)				50万円未満
損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、第三者等に帰 責事由があるもの			○	
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧			○	
	不可抗力による管理運営の休業		○		

※1 不可抗力: 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動など

※2 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、指定を取り消す場合がある。

※3 市は指定管理者に対する休業補償は行なわない。

(5) 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで (3 年間)

2 経理に関する事項

(1) 指定管理料

指定管理者は、有料施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入と指定管理料をもって本件施設の管理運営を行うものとします。指定管理料の額は、指定管理者が応募の際に提案した額を上限として、市と指定管理者の協議によって定めます。

指定管理料については、これまでの実績を基にして、年間の管理運営経費から利用料金を差し引いて算出し、一定の基準額を設定しています。この基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料の基準額は、年額で金 64,940,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、指定期間（3年間）の総額で金 194,820,000 円（消費税及び地方消費税を含む）です。

(2) 利用料金

利用料金の額については、橿原市公園条例で定められた金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定することができます。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料の支払時期・支払回数・支払方法は、年度ごとに市と指定管理者が協議して締結する年度協定に従うものとします。

本件施設の管理運営にかかる収入及び支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての管理運営にかかる経費とその他の事業にかかる経費を区分して整理してください。

3 募集に関する事項

(1) 公募及び選定スケジュール

1) 募集要項等の配布

① 配布期間

平成28年8月26日（金）から平成28年9月9日（金）
（万葉ホール休館日を除く）

② 配布場所

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課
橿原市小房町11-5（かしはら万葉ホール3階）

③ その他

募集要項等は橿原市ホームページからもダウンロードできます。

橿原市ホームページアドレス：<http://www.city.kashihara.nara.jp>

2) 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される団体は、現地説明会参加

申込書（様式第9号）に記入の上、郵送、FAXまたは電子メールにより、平成28年8月31日（水）午後5時までに申し込みください。（必着）

① 開催日時

平成28年9月2日（金）午後1時30分～

② 集合場所

橿原運動公園 管理事務所前

③ 説明内容

本件施設の内容等

④ 参加要件

- ・現地説明会の参加については、1団体2名までとします。
- ・応募を行う場合は、必ずこの現地説明会に参加してください。

⑤ 申込先

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課
〒634-0075 橿原市小房町11-5（かしはら万葉ホール3階）
電話：0744-29-8019／FAX：0744-24-9710
メールアドレス sports@city.kashihara.nara.jp

3) 質疑の受付・回答

募集内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

平成28年8月28日（日）～平成28年9月4日（日）まで

② 受付方法

橿原運動公園管理運営業務に係る質問票（様式第10号）に記入の上、郵送、FAXまたは電子メールによりスポーツ推進課へ提出してください。口頭による質問は、受け付けしません。未着などを防ぐため、提出後、到着の確認をお願いします。

ただし、質問者は、本要項に示された応募の条件を満たす団体または参加グループに所属する者としてします。

③ 回答方法

質問された方には、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を橿原市ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合もあります。

4) 応募書類の受付

① 受付期間

平成28年9月7日（水）～平成28年9月21日（水）午前10時まで
（万葉ホール休館日を除く）

午前9時～午後5時まで（正午から午後1時、受付最終日を除く）

② 受付場所

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課
橿原市小房町11-5（かしはら万葉ホール3階）

③ 受付方法

応募書類一式を、持参により提出してください。郵送、FAX または電子メールでの受付はいたしません。

5) 審査（書類審査・提案審査）

指定管理者候補者の選定は公募型プロポーザル方式とし、橿原市体育施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類による申請資格、提案内容等の一次審査（書類審査）を行い、要件を満たす団体を対象に、二次審査（提案審査）として申請者によるプレゼンテーションを実施し、二次審査の得点の最も高い団体を候補者として選定します。また、申請者が 1 団体の場合においても、選定委員会を開催するものとします。

審査基準については、別紙第 1「橿原運動公園指定管理者審査基準」（以下「審査基準」という。）を参照してください。

① 一次審査（書類審査）

平成 28 年 10 月 12 日（水）実施

審査基準に基づき書類審査を行います。

一次審査の結果は、申請者に通知します。なお、二次審査の対象となった申請者には、二次審査の日時・場所等を併せて通知します。

② 二次審査（提案審査）

平成 28 年 10 月 17 日（月）実施

申請者による提案内容の説明および質疑応答を経て、審査基準に基づき審査を行い、この審査の結果、二次審査の得点の最も高い団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、提案内容の説明時間は、1 団体 30 分、質疑応答を 15 分とし、順番は申請受付順とします。

二次審査の結果は、この審査の対象となった申請者に通知します。

6) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。ただし、市議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、市は、指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより、指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

7) 協定書の締結

指定管理者の指定の後に、本件施設の管理運営に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び各年度毎の指定管理料の支払方法等の事項を定めた年度協定書を締結します。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議のうえ、定めることとします。

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財政状況の悪化等により、管理運営の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

8) 引継ぎ業務

新たな指定管理者は、指定期間開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定期間開始日までに旧の指定管理者から業務の引継ぎを受けるとともに必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

(2) 応募の手続き

1) 応募の資格

本件施設を安全かつ安定的に管理運営する経験及び能力を有し、かつ本件施設の機能を効率・効果的に発揮することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の要件を満たすものとします。（個人での応募は出来ません。複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し、応募してください。

なお、グループの構成員となった場合には、別に単独で応募することは出来ません。また、ほかの複数のグループの構成員となることも出来ません。）

- ① 国税及び地方税を滞納していないこと。（複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、全ての法人等についての条件です。）
- ② 本件施設の管理運営を行うにあたり、法令等の規定により必要な官公署の免許・許認可等を受けていること。

2) 応募者の制限

以下の条件に該当する場合は、応募者の資格を有しません。また、複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、すべての法人等についての制限とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札または指名競争入札の参加を制限されている者
- ② 檀原市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者
- ④ 代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 3 または第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- ⑤ 法人または代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和 22 年法律第 54 号) 第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反すると
して、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しな
い者

- ⑥ 暴力団等の介入の排除に関する合意書に基づき、次の各号に該当する団体
 - (ア) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)
 - (イ) 暴力団の構成員 (前項法律同条同号: 暴力団の構成団体の構成員を含む。)
 - (ウ) 暴力団またはその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者 (以下「暴力団等」という。) の利益となる活動 (暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、または関与することをいう。) を行う法人その他の団体
 - (オ) 役員等 (法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外に団体にあっては代表者および経営に事実上参加している者をいう。) が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
 - (カ) 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係 (相手側が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。) を継続的に有している法人その他の団体
- ⑦ 本指定管理者選定を行う選定委員が属している団体

3) 応募書類

応募時には、別紙第 2「提出書類一覧表」に掲げる書類を提出してください。また、選定審査にあたって、追加資料を求める場合があります。

提出時は、提案書類各一部ずつを A4 ファイル (色指定なし) にページ番号を付して綴じ、表紙には「榎原運動公園 指定管理者提案書類」及び法人等の名称を記載して、規定部数を受付表 (様式第 8 号) とともに提出してください。

4) 留意事項

① 内容の変更・辞退

応募書類の受付期間終了後においては、応募書類の内容を変更することはできません。また、申請書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届 (様式第 11 号) を提出してください。

② 書類の返却・公開

応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

また、提出された書類について、情報公開の請求がある場合は、榎原市情報公開条例等の規定に基づき、公開等の判断を行います。が、「事業運営に関する計画」は特に本件施設の運営に影響を及ぼす点から、すべて公開の対象となることを前提に提案内容を明記してください。

③ 著作権の帰属

応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は、選定結果の公表、情報公開請求への対応その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

④ 第三者の権利の侵害

申請団体が、応募にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うものとします。

⑤ 選定審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合
- ・提出書類等が期限内に提出されなかったとき
- ・選定結果公表までに「2）応募者の制限」の各号に該当した場合

4 事業評価に関する事項

(1) 利用者の意見聴取

指定管理者は、本件施設の利用者の利便性の向上等を図るため、アンケート等により施設利用者の意見、苦情等を把握し、その結果及び業務改善の状況等について市に報告するものとします。

(2) 自己評価

指定管理者は、本件施設の管理運営に関して自己評価を行い、自己評価の内容を記載した報告書を市に提出するものとします。

(3) 実地調査

市は、定期または不定期に、本件施設について、実地での管理運営状況の確認を行うことが出来るものとします。(施設の保全、施設の清掃、器具点検、備品の保管、職員の配置、接客対応等)

(4) 是正勧告

上記(1)～(3)の確認の結果、必要があれば市は業務の改善等必要な指示を行います。なお、改善勧告等を行っても改善が見られない場合、及び指定管理者が管理運営の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中であってもその指定を取り消す場合があります。

5 その他

(1) 関係法令等の遵守

本件施設の管理運営を遂行するうえで、関連法令等がある場合は、それらを遵守する

とともに、特に以下のことに留意してください。

1) 地方自治法および施行令

*第244条第2項

普通地方公共団体（指定管理者を含む。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

*第244条第3項

普通地方公共団体（指定管理者を含む。）は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2) 都市公園法及び同施行令、同施行規則

3) 水道法、消防法、電気事業法、建築基準法、警備業法、設備保守点検に関する法律

4) 橿原市公園条例及び同施行規則

5) 橿原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則

6) 橿原市個人情報保護条例及び同施行規則

7) 橿原市情報公開条例及び同施行規則

8) 橿原市地域防災計画

9) その他関係法令、通知等

(2) 指定の取り消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

この場合、指定管理者の損害に対して、市は賠償の責めを負いません。また、指定の取り消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

1) 指定または本件施設の管理運営に関し不正の行為があったとき。

2) 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。

3) 本件施設の管理運営を適正かつ確実に履行することができないと認めるとき。

4) 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。

5) 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申出があったとき

6) その他、市が必要と認めるとき。

(3) 災害発生時における留意事項

地震、暴風雨などによる大規模災害発生時には、橿原市地域防災計画に基づき、本件施設を市民の避難場所として使用する場合があります。また、被害状況等により、引き続き復旧拠点として、長期に使用される可能性があります。指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、適切に対応ができるよう体制を整備してください。

(4) 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき（継続して指定されたときを除く。）または、

指定が取り消されたときは、市が特に支障がないと認めた場合を除き、速やかに原状に回復するとともに次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとしします。

6 問い合わせ先

橿原市役所 魅力創造部 スポーツ推進課

〒634-0075 橿原市小房町 11-5 (かしはら万葉ホール 3階)

電話：0744-29-8019／FAX：0744-24-9710

E メールアドレス sports@city.kasihara.nara.jp

橿原市ホームページアドレス：<http://www.city.kashihara.nara.jp>

【別紙第1】 榎原運動公園指定管理者審査基準

提案書 番号	審査項目	一次 審査	二次 審査
【1】	基本的な考え方	10	20
①	施設の管理運営に対する理念や基本方針が施設の設置目的に沿っている	/10	/15
②	公の施設であることを理解し、利用者が平等に利用できるような提案がなされている		/5
【2】	事業計画・サービスの具体的手法	10	90
①	事業計画は、施設の設置目的に沿った成果が得られるものである	/5	/10
②	施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支計画は合理的かつ妥当である	/5	/10
③	施設の利用促進や利用者の増加を図るための斬新で魅力的な提案がなされている		/15
④	利用者からの意見を把握し、それらを反映させる取組みを構築している		/5
⑤	安心・安全に施設利用できる体制を確立できている		/15
⑥	利用料金の考え方は適切になされている		/5
⑥	管理運営経費の削減や効率化を目指した提案がなされている		/10
⑦	施設の情報発信や広報活動の取組みが適切である		/5
⑧	市のイベントや行事等を理解し、積極的なかがわりが伺える		/10
⑨	環境に配慮した低炭素で省エネにつながるような提案がなされている		/5
【3】	財政基盤・人材基盤・維持管理能力	10	40
①④	長期的安定的な管理運営を行っていくための財政基盤・人材基盤を有している	/5	/10
②④	施設の管理体制、人員配置、職員の資格・経験が適切である	/5	/10
③	職員の資質、能力向上を図る取組みが適切である		/10
⑤	施設の設置年数を考慮した保守点検等の考え方である		/10
【4】	同種・類似施設の運営実績	10	10
	同種・類似施設の運営実績を有している	/10	/10
【5】	個人情報管理・危機管理	10	15
①	個人情報の保護や管理が適切に考えられている	/5	/5
②	事故・災害などの危機管理対応に関する取組みが適切である	/5	/10
【6】	自主事業	10	15
①	自主事業の実施体制が確立されている	/5	/5
②	自主事業に関して、適切な考え方や実施内容が提案がなされている	/5	/5
③	その他、独自性を活かした提案がなされている		/5
		/60	/190

一次審査は60点、二次審査は190点

【評価方法】

- (1) 評価は一次審査および二次審査のいずれも、5段階評価となります。
 - ・〔5点〕：特に優れている
 - ・〔4点〕：やや優れている
 - ・〔3点〕：標準的である
 - ・〔2点〕：やや劣っている
 - ・〔1点〕：劣っている
- (2) 評価点数は、一次審査および二次審査ともに、各選定委員による評価点の合計点で決定します。
- (3) 一次審査では、選定委員の評価点が平均36点以上で得点合計が上位3位の者を二次審査の対象とします。
- (4) 一次審査において、評価点が同点となった場合は、次の項目順に項目内で先に高得点を取得したものを上位とします。(各選定委員の項目別の合計得点)
優先順位・・・【4】→【2】→【1】→【3】→【5】
- (5) 二次審査の審査項目において、審査の結果、最高得点となった法人等を指定管理者候補者とします。ただし、二次審査において、最高得点の団体が複数となった場合は、最高得点者の提案書における指定管理料(提案額)がより低い方を指定管理者候補者とします。
- (6) 一次審査、二次審査ともに配点が10点の項目は5段階評価の点数を2倍、15点の項目は3倍するものとします。

【提案を求める内容】

提案に当たっては、橿原運動公園管理運営業務に係る提案書(様式第7号)の様式に従い、以下の点に留意して具体的に記入してください。

【1】基本的な考え方

① 施設の管理運営に対する理念や基本方針

これまで本件施設が提供してきたサービスの水準を維持すると共に、住民等に様々なスポーツ・レクリエーションの場を提供し、住民等の福祉と健康増進に寄与し、より魅力ある施設運営を目指すために、運営サービスの提供の考え方や運営方針を示してください。

② 利用者が平等に利用できるような配慮

【2】事業計画・サービスの具体的手法

① 事業計画について

② 収支計画について

③ 施設の利用促進や利用者の増加を図るような特色ある取組み(自主事業を除く)

④ 利用者ニーズの把握やその対応策について

⑤ 利用者に対する安全管理の考え方

櫃原運動公園は、野球場、テニスコート、競技用プール、ファミリープール等多岐にわたる施設を有していることから、利用者に対する安全管理は重要事項です。特にプールでの事故は重篤な事故につながりかねませんので、具体的に示してください。

⑥利用料金の考え方・経費削減・事務の効率化に関する取組み

⑦施設の情報発信や広報活動の取組み

⑧市のイベントや行事に対するかかわり方について

市では現在、櫃原運動公園を利用して、市民体育大会、飛鳥リレーマラソン、畝傍山一円クロスカントリー大会等を開催しています。今後も新たな行事を開催することも考えられますので、これらのイベントに対するかかわり方について提案してください。

⑨低炭素で省エネにつながるような取組み

【3】 財政基盤・人材基盤・維持管理能力

①管理運営を行っていくための財政基盤・人材基盤

②施設の管理体制、人員配置、職員の資格・経験

③職員の資質、能力向上を図る取組み

④職員の配置計画

⑤施設の維持管理業務に関する保守点検等の考え方

施設の老朽化具合を考慮した保守点検等の考え方を提案してください。

【4】 同種・類似施設の運営実績

【5】 個人情報管理・危機管理

①個人情報保護体制や管理に対する取組み

②事故・災害などの危機管理対応に関する取組み

【6】 自主事業

①自主事業実施体制

②自主事業の取組み

次期指定管理者として実施する自主事業や現指定管理者の自主事業の引継ぎに対する考え方及び取組みについて示してください。

③その他提案したい事項があれば提案してください。

【別紙第2】提出書類一覧表

	応募書類	提出部数	様式	備考
①	提案書類目次	正1部 副10部		ページ番号不要
②	橿原市指定管理者指定申請書	正1部 副10部	様式第1号	
③	事業計画書	正1部 副10部	様式第2号	
④	法人等の概要	正1部 副10部	様式第3号	
⑤	収支予算書	正1部 副10部	様式第4号	
⑥	事業見込額算定書	正1部 副10部	様式第5号	
⑦	収支見込額積算内訳書	正1部 副10部	様式自由	10枚以内（両面）
⑧	提案書（表紙）	正1部 副10部	様式第6号	
⑨	橿原運動公園管理運営業務に係る提案書	正1部 副10部	様式第7号	
⑩	前事業年度の貸借対照表および財産目録	正1部 副10部		
⑪	納税証明書 *1	正1部 副10部		直近2年分の原本
⑫	定款または寄付行為の写しおよび登記事項証明書（法人以外の団体にあたっては、規約またはこれらに類する書類）	正1部 副10部		
⑬	印鑑証明書	正1部 副10部		発行日が3ヶ月以内
⑭	その他補足資料（任意）	正1部 副10部	様式自由	10枚以内（両面）
⑮	受付表	正1部	様式第8号	
⑯	選定結果通知用封筒 （長3封筒）	封筒に「選定結果通知」の送付先を明記し、簡易書留郵便相当分の切手を貼付したもの		

*1：次に掲げる税の未納がないことの証明

ア)「法人税または所得税」 イ)「消費税及び地方消費税」

- ・①から⑭の順番で綴じてください。
- ・②～⑭には、ページ番号を付与してください。
- ・複数の法人等がグループを構成して申請する場合、④（様式第3-1号）、⑩～⑬の書類は、そのグループの構成員すべてのものをそれぞれ提出してください。